

個人情報に記載された資料の漏えいについて（本市小学校）

本市小学校（以下「学校」という。）において、児童の個人情報が記載された資料（以下「資料」という。）が漏えいした事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年4月15日（水曜日）
 - ・ 学校の教員が、担任を受け持つ学級の職員用デスクに資料を置いたままにしていた。
 - ・ 資料が誤って当該学級児童であるA氏の持ち帰り用のケースに紛れ込んだ。
 - ・ A氏の保護者B氏が自宅にて資料を発見した。
- (2) 同月17日（金曜日）
 - ・ B氏から学校へ、自宅で資料を発見した旨の連絡があり、本件事案が発覚した。
 - ・ B氏が資料を学校に持参し、校長及び教頭2名が謝罪した。
- (3) 同月23日（木曜日）
 - ・ 資料に記載された児童の保護者を対象に臨時説明会を開催し、本件事案について報告及び謝罪したうえで、再発防止措置等について説明した。

2 漏えいした情報

- ・ 児童の氏名、性別、学力、運動能力、リーダー性、体格、家庭環境、支援計画の有無及び特記事項

3 漏えいの原因

- ・ 資料について学級担任が個人で保管しており、適切な管理がされていなかった。

4 再発防止措置

- ・ 資料は必要分を鍵付きの書庫で保管することや、不要分はシュレッダーにかけて廃棄することなど、適切な管理を徹底する。
- ・ 市内全小・中・高等学校に対し、個人情報の取扱いに関する留意点についての通知文を発出し、適切な個人情報管理に努めるよう要請した。